

令和5年2月15日提出

令和5年2月市議会定例会

議 案

〔 議案第10号～議案第42号 〕

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第10号	令和5年度島田市一般会計予算	別冊
議案第11号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第12号	令和5年度島田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第13号	令和5年度島田市休日急患診療事業特別会計予算	別冊
議案第14号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第15号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計予算	別冊
議案第16号	令和5年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第17号	令和5年度島田市水道事業会計予算	別冊
議案第18号	令和5年度島田市病院事業会計予算	別冊
議案第19号	令和5年度島田市公共下水道事業会計予算	別冊
議案第20号	島田市個人情報の保護に関する法律施行条例について	1
議案第21号	島田市個人情報保護審査会条例について	5
議案第22号	島田市薬学生修学資金貸与条例について	9
議案第23号	島田市支所設置条例の一部を改正する条例について	12
議案第24号	島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第25号	島田市情報公開条例の一部を改正する条例について	17
議案第26号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第27号	島田市税条例の一部を改正する条例について	22
議案第28号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	23
議案第29号	島田市福祉館条例の一部を改正する条例について	29
議案第30号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	30
議案第31号	島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	32
議案第32号	島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について	33

議案番号	件名	ページ
議案第33号	島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について	34
議案第34号	島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例について	36
議案第35号	島田市田代の郷温泉条例の一部を改正する条例について	37
議案第36号	島田市防災会議条例の一部を改正する条例について	39
議案第37号	島田市博物館条例の一部を改正する条例について	40
議案第38号	島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について	41
議案第39号	島田市水と緑のふるさと基金条例を廃止する条例について	42
議案第40号	島田市新病院建設基金条例を廃止する条例について	43
議案第41号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	44
議案第42号	指定管理者の指定期間の変更について	45

島田市個人情報の保護に関する法律施行条例について

島田市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（市の機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生等に関する事務及び一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市の機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る個人情報取扱事務の内容を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示を写しの交付により受ける者は、

市長が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示を同項の行政機関等が定める方法により受ける者は、市長が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、保有個人情報が特定個人情報に係るものであり、かつ、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該写しの交付等に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審議会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島田市個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関し、運用上必要な事項を定めようとするとき。

(審議会の設置等)

第8条 前条及び島田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年島田市条例第号）第51条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、島田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、個人情報保護制度の運営に関する事項について、市の機関及び議長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員 7 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者及び知識経験を有する市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 51 条の規定に限る。）の施行の日（令和 5 年 4 月 1 日）から施行する。
(島田市個人情報保護条例の廃止)
- 2 島田市個人情報保護条例（平成 17 年島田市条例第 16 号）は、廃止する。
(島田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の島田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第 3 条第 2 項の規定による職務上知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第 12 条第 2 項の事務に従事している者又はこの条例の施行前において同項の事務に従事していた者に係る同条第 3 項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定によりされた届出は、第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定によりされた届出とみなす。
- 6 この条例の施行の日前に旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 2 項（旧条例第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定による請求がされた場合における旧条例第 13 条第 1 項に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 7 この条例の規定の施行の際現に旧条例第 26 条第 1 項の規定により市に置かれた同項に規定する島田市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である

者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る同条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に旧条例第32条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する島田市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る同条第7項において準用する旧条例第26条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日から令和6年3月31日までとする。

10 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する公文書であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の事務に従事している者又はこの条例の施行前において同項の事務に従事していた者

11 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報（この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

13 附則第7項及び第8項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

14 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第21号

島田市個人情報保護審査会条例について

島田市個人情報保護審査会条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条—第7条）

第3章 審査会の調査審議の手續（第8条—第12条）

第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、島田市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる法律等の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議するため、市に、島田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項

(2) 島田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年島田市条例第 号）第46条第1項

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、行政経営部において処理する。

第3章 審査会の調査審議の手續

(定義)

第8条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項又は島田市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関又は議長をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報

(2) 島田市議会の個人情報の保護に関する条例第21条第5号ア、第36条第1項又は第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手續)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第9条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3

項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき（諮問庁が議長である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）は、これらの資料又は主張書面等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第4章 雑則

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に島田市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の島田市個人情報保護条例（平成17年島田市条例第16号。以下「旧条例」という。）第26条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する島田市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

(島田市行政不服審査法施行条例の一部改正)

4 島田市行政不服審査法施行条例（平成28年島田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 審査会は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

島田市薬学生修学資金貸与条例について

島田市薬学生修学資金貸与条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市薬学生修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、薬学を専攻する者で将来島田市立総合医療センター（以下「センター」という。）において薬剤師として勤務しようとするものに対し、島田市薬学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、センターにおける薬剤師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(修学資金の貸与)

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において薬学を履修する課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）に在学し、かつ、管理者が定める年次に在籍していること。
- (2) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師の免許（以下「薬剤師免許」という。）を取得した後、直ちに薬剤師としてセンターに勤務する意思を有していること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。

(貸与の方法)

第3条 修学資金の額は、月額10万円とする。

2 修学資金を貸与することができる期間は、貸与の決定の日の属する月（管理者が必要と認めた場合にあっては、同日の属する年度の4月）から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、正規の修学期間を超えては貸与しない。

3 修学資金は、無利息とする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、申請者が修学資金の貸与を受けたときには、その者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し及び停止)

第5条 管理者は、修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次

の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認めるとき。

2 管理者は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第6条 修学生又は修学資金の貸与を受けていた者（以下「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日（次条の規定により返還の債務の履行が猶予された場合にあっては、当該猶予された期間が終了した日）の属する月の翌々月の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、特に管理者が認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- (1) 修学資金の貸与の決定を受けた期間（貸与の決定が複数回あり、その決定に係る期間が連続するものである場合にあっては、最後の貸与の決定を受けた期間）が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により貸与の決定が取り消されたとき。

(返還の猶予)

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 次条第1項第1号に規定する修学資金の返還の債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 心身の故障、災害その他特別の事由により返還が困難であると認められるとき、又は管理者が別に定めるやむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 大学を卒業した日から起算して1年以内に薬剤師免許を取得し、その後直ちにセンターの薬剤師として勤務した期間（以下「勤務期間」という。）が60月に達したとき。

(2) 勤務期間中において、公務若しくは通勤により死亡し、又は公務若しくは通勤に起因する心身の故障のため免職されたとき。

- 2 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が管理者が別に定めるやむを得ない事由に該当し、その事由がやんだ後センターの薬剤師として勤務した場合において、勤務期間が60月に達したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。
- 3 管理者は、修学生等が死亡し、又は重度障害の状態となり修学資金を返還することができなくなったと認める場合（第1項第2号に該当する場合を除く。）にあつては、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- 4 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が勤務期間中に第1項第2号に規定する事由以外の事由で退職することとなった場合には、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

（延滞利息）

第9条 修学資金の貸与を受けていた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に管理者が別に定める割合を乗じて計算した額の延滞利息を納付しなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第23号

島田市支所設置条例の一部を改正する条例について

島田市支所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市支所設置条例の一部を改正する条例

島田市支所設置条例（平成17年島田市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第2条の表島田市金谷南支所の項を次のように改め、同表島田市金谷北支所の項を削る。

島田市金谷支所	島田市金谷代官町 3400番地	神谷城、菊川、佐夜鹿、切山、金谷猪土居、金谷富士見町、金谷城山町、金谷坂町、金谷新町、金谷金山町、金谷田町、金谷南町、金谷緑町、金谷本町、金谷古横町、金谷上十五軒、金谷下十五軒、金谷都町、金谷清水、金谷天王町、金谷二軒家、金谷中町、金谷扇町、金谷宮崎町、金谷泉町、金谷東一丁目、金谷東二丁目、金谷栄町、金谷根岸町、金谷代官町、大代、志戸呂、番生寺、島、竹下、牛尾、横岡、横岡新田、神尾、福用及び高熊の区域
---------	--------------------	--

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第24号

島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例について

島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例

島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年島田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条中「情報通信の技術」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「より、」の次に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「）を使用して行わせる」を「以下同じ。）を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合

には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「より、」の次に「規則で定める」を加え、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「み

なして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を第11条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「申請等」を「市の機関に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合（当該書面等の添付を省略することについて市の機関が適当と認める場合に限る。）には、添付することを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条

例（以下「新条例」という。）第4条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の申請等（新条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）に係る処分通知等（新条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）から適用し、同日前の申請等に係る処分通知等については、なお従前の例による。

議案第25号

島田市情報公開条例の一部を改正する条例について

島田市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市情報公開条例の一部を改正する条例

島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第3項中「起算して45日」を「44日」に改める。

第18条中「実施機関」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第26号

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	169,800
2	151,200	171,200
3	152,400	172,600
4	153,500	174,000
5	154,600	175,300
6	155,700	177,800
7	156,800	180,300
8	157,900	182,800
9	158,900	185,200
10	160,300	186,900
11	161,600	188,500
12	162,900	190,200
13	164,100	191,700
14	165,600	193,400
15	167,100	195,200
16	168,700	196,900
17	169,800	198,500

18	171,200	200,300
19	172,600	202,100
20	174,000	203,900
21	175,300	205,400
22	177,800	207,200
23	180,300	209,000
24	182,800	210,800
25	185,200	212,400
26	186,900	214,200
27	188,500	216,000
28	190,200	217,800
29	191,700	219,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	253,600	338,400	400,400
2	256,100	341,400	403,300
3	258,600	344,200	405,900
4	261,100	347,100	408,600
5	263,300	349,800	411,000
6	267,100	352,800	413,300
7	270,900	355,900	415,400
8	274,700	358,700	417,300
9	278,300	361,100	419,500
10	282,300	363,700	422,200
11	286,300	366,400	424,800
12	290,300	369,200	427,500
13	294,000	372,100	429,900
14	298,000	375,600	432,400
15	301,900	378,600	434,800
16	305,700	382,200	437,300
17	309,300	385,600	439,300
18	312,800	388,300	441,700
19	316,300	390,800	444,000
20	319,800	393,400	446,400

21	323,400	396,100	447,900
22	327,100	398,300	450,300
23	330,500	400,200	452,600
24	333,800	401,800	454,900
25	337,300	403,800	456,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800
2	156,500	193,100	228,400
3	157,900	194,700	230,000
4	159,300	196,300	231,600
5	160,500	197,800	233,000
6	162,300	199,300	234,600
7	164,000	200,900	236,100
8	165,600	202,400	237,700
9	167,200	204,000	238,600
10	168,900	205,700	240,000
11	170,500	207,300	241,400
12	172,300	209,000	242,500
13	173,700	210,400	244,000
14	175,500	212,000	245,300
15	177,400	213,600	246,500
16	179,200	215,200	247,800
17	181,100	216,600	248,600
18	182,600	218,200	249,800
19	184,400	219,900	250,900
20	186,200	221,600	252,000
21	187,700	222,900	253,400
22	189,200	224,400	254,200
23	190,700	225,800	255,100
24	192,200	227,300	256,000
25	193,800	228,500	257,000

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級
------	-----	-----	-----

号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800
8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
10	183,000	214,600	255,800
11	184,600	216,000	256,700
12	186,100	217,200	257,500
13	187,500	218,600	258,600
14	189,500	220,000	259,600
15	191,500	221,500	260,400
16	193,500	222,700	261,300
17	195,500	224,100	261,800
18	197,500	225,600	262,700
19	199,500	227,100	263,500
20	201,500	228,600	264,300
21	203,500	229,700	265,200
22	205,400	231,400	265,900
23	207,500	233,100	266,800
24	209,600	234,700	267,600
25	211,200	236,000	268,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

島田市税条例の一部を改正する条例について

島田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項に次の2号を加える。

- (6) 納税義務者が死亡したため、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した相続人（包括受遺者を含む。）で、当該承継した市民税の納付が困難と認められるもの
- (7) 失業、廃業等により前年に比し所得が著しく減少したため市民税の納付が困難と認められる者

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の第51条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和4年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第28号

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表62の項中 「

適合証を添付しない場合	1戸につき37,000円
-------------	--------------

」 を

適合証を添付しない場合で法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。）による審査を行うとき。	1戸につき18,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	1戸につき37,000円

に、

適合証を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円
-------------	--

を

適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円

に、「法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土

交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。）を「市長が定める基準」に、「246,000円」を「94,000円」に、「309,000円」を「120,000円」に、「94,000円」を「246,000円」に、「120,000円」を「309,000円」に改め、同表63の項中

適合証を添付しない場合	1戸につき19,000円
-------------	--------------

を

適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	1戸につき9,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	1戸につき19,000円

に、

適合証を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1件につき19,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき38,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき55,000円、11戸以上のものは1件につき78,000円
-------------	--

を

適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき9,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき18,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき27,000円、11戸以上のものは1件につき40,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき19,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき38,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき55,000円、11戸以上のものは1件につき78,000円

に、

「124,000円」を「48,000円」に、「156,000円」を「61,000円」に、「48,000円」を「124,000円」に、「61,000円」を「156,000円」に改め、同表63の2の項中「この項から66の2の項まで」を「この項、次項、66の項及び66の2の項」に改め、同表64の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号」を「法第35条第1項第1号」に、

適合証を添付しない場合	1戸につき37,000円
-------------	--------------

を

適合証を添付しない場合で法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。）による審査を行うとき。	1戸につき18,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	1戸につき37,000円

に、

適合証を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円
-------------	--

を

適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円

に、「省令

第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」を「市長が定める基準」に、「246,000円」を「94,000円」に、「309,000円」を「120,000円」に、「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する」を「市長が定める基準以外の」に、「94,000円」を「246,000円」に、「120,000円」を「309,000円」に改め、同表65の項中

適合証を添付しない場合	1戸につき19,000円
-------------	--------------

を

適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	1戸につき9,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	1戸につき19,000円

に、

適合証を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1件につき19,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき38,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき55,000円、11戸以上のものは1件につき78,000円
-------------	--

を

適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき9,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき18,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき27,000円、11戸以上のものは1件につき40,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき19,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき38,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき55,000円、11戸以上のものは1件につき78,000円

に、「省令

第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」を「市長が定める基準」に、「124,000円」を「48,000円」に、「156,000円」を「61,000円」に、「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する」を「市長が定める基準以外の」に、「48,000円」を「124,000円」に、「61,000円」を「156,000円」に改め、同表66の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に」を「法第41条第

1項に」に、

適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	1戸につき37,000円
適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき。	1戸につき18,000円

を

適合証を添付しない場合で法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において「市長が定める基準」という。）による審査を行うとき。	1戸につき18,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	1戸につき37,000円

に、

適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円
適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円

を

適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円
適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

島田市福祉館条例の一部を改正する条例について

島田市福祉館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市福祉館条例の一部を改正する条例
島田市福祉館条例（平成17年島田市条例第78号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

教養娯楽室	200円	250円	300円	450円
-------	------	------	------	------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第30号

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染

症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（安全計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第31号

島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険条例（平成17年島田市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第32号

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（平成31年島田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例

第1条中「太陽光発電の」を「再生可能エネルギー発電の」に、「大規模太陽光発電設備」を「大規模再生可能エネルギー発電設備」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 大規模再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備にあつては、発電出力が1,000キロワット以上のもの（複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が1,000キロワット以上になるものを含む。以下この号において同じ。）

イ 風力を電気に変換する設備及びその附属設備にあつては、発電出力が1,000キロワット以上のもの及び地盤面から風車を支持する工作物の頂部までの高さが50メートル以上のもの

第2条第2号及び第5号、第6条、第7条第1項各号、第9条第2項第2号、第11条、第12条並びに第13条第2項中「大規模太陽光発電設備」を「大規模再生可能エネルギー発電設備」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について

島田市川根温泉条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市川根温泉条例の一部を改正する条例

島田市川根温泉条例（平成20年島田市条例第17号）の一部を次のように改正する。
別表の1 入浴施設の表を次のように改める。

1 入浴施設

利用区分	単位	利用料					
		大人		小人 (小学生)		高齢者等	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
当日券	1人、 1回	600円	890円	400円	630円	600円	890円
回数券	11回分	5,950円	8,830円	4,050円	6,290円	5,350円	8,830円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- 2 高齢者等とは、満70歳以上の者及び老人クラブの会員である者をいう。
- 3 大人及び高齢者等の利用料には、入湯税を含む。
- 4 乳幼児の利用料は、徴収しない。
- 5 入浴施設の利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額とする。

別表の3 コテージの表中「24,200円」を「31,400円」に、「30,250円」を「39,250円」に、「36,300円」を「47,100円」に、「48,400円」を「62,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の島田市川根温泉条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第16条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用（施行日の前

日から施行日にかけて新条例第3条第2号に規定するコテージを利用する場合を含む。)に係る利用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第16条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例について

島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例

島田市川根温泉ホテル条例（平成25年島田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 宿泊施設利用料(1) 宿泊室利用料（宿泊の場合に限る。）の表中「7,700円」を「11,000円」に、「3,850円」を「5,500円」に、「1,100円」を「2,200円」に改め、同表備考9中「8月31日まで」の次に「、11月1日から11月30日まで」を加える。

別表第2の1 宿泊施設利用料(2) 宿泊室利用料（宿泊以外の場合に限る。）の表中「520円」を「600円」に、「310円」を「400円」に、「880円」を「890円」に改める。

別表第2の3 入浴施設利用料の表当日券の項中「520円」を「600円」に、「310円」を「400円」に改め、同表回数券の項中「1枚11回分」を「11回分」に、「5,160円」を「5,950円」に、「3,140円」を「4,050円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の島田市川根温泉ホテル条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用（施行日の前日から施行日にかけて利用する場合を含む。）に係る利用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第14条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

島田市田代の郷温泉条例の一部を改正する条例について

島田市田代の郷温泉条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市田代の郷温泉条例の一部を改正する条例

島田市田代の郷温泉条例（平成20年島田市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表の1 入浴施設の表を次のように改める。

1 入浴施設

区分	単位	利用料					
		大人		小人		高齢者等	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
当日券	1人、1回	600円	890円	400円	630円	600円	890円
回数券	11回分	5,950円	8,830円	4,050円	6,290円	5,350円	8,830円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- 2 小人とは、小学生をいう。
- 3 高齢者等とは、満70歳以上の者及び老人クラブの会員である者をいう。
- 4 大人及び高齢者等の利用料には、入湯税を含む。
- 5 乳幼児の利用料は、徴収しない。
- 6 入浴施設の利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額とする。
- 7 1回の利用は、4時間までとする。
- 8 4時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に、大人及び高齢者等にあっては1人当たり110円を、小人にあっては1人当たり60円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の島田市田代の郷温泉条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料（新条例第15条第1項に規定する利用料を

いう。以下同じ。)から適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第15条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

島田市防災会議条例の一部を改正する条例について

島田市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市防災会議条例の一部を改正する条例

島田市防災会議条例（平成17年島田市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第11号を第14号とし、同項第10号中「市長がその部内」を「市」に改め、「うちから」の次に「市長が」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 市内の社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(9) 市内の経済団体（商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会その他中小企業を支援する団体で市長が認めるものをいう。）の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

第3条第5項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「静岡県」を「静岡県警察」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「静岡県知事の部内」を「静岡県」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市を警備区域（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第14条に規定する警備区域をいう。）とする陸上自衛隊の部隊に属する自衛官のうちから市長が委嘱する者

第3条第6項中「第4号、第6号及び第11号」を「第5号、第7号から第9号まで及び第14号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に改正後の第3条第5項第8号及び第9号の規定により委嘱される委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、委嘱された日から令和6年3月31日までとする。

議案第37号

島田市博物館条例の一部を改正する条例について

島田市博物館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市博物館条例の一部を改正する条例

島田市博物館条例（平成17年島田市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき、博物館」を「第2条第1項に規定する博物館（以下「博物館」という。）」に改める。

第2条中「及びその分館」を削る。

第3条中「島田市博物館（以下「博物館」という。）」を「博物館」に改める。

第16条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

島田市医学生修学資金貸与条例（平成22年島田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「貸与する」の次に「ことができる」を加え、「（以下「貸与期間」という。）」を削る。

第6条第1号中「貸与期間」を「修学資金の貸与の決定を受けた期間（貸与の決定が複数回あり、その決定に係る期間が連続するものである場合にあっては、最後の貸与の決定を受けた期間）」に改める。

第8条第1項第1号中「が貸与を受けた期間」の次に「に2分の3を乗じて得た期間（当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた期間）」を加え、「が4年」を「が3年」に改め、同条第2項中「が貸与を受けた期間」の次に「に2分の3を乗じて得た期間（当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた期間）」を加え、「4年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後に初めて修学資金の貸与の決定を受ける者に係る返還の債務の免除から適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者及び修学資金の貸与を受けていた者に係る返還の債務の免除については、なお従前の例による。

議案第39号

島田市水と緑のふるさと基金条例を廃止する条例について

島田市水と緑のふるさと基金条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市水と緑のふるさと基金条例を廃止する条例
島田市水と緑のふるさと基金条例（平成17年島田市条例第68号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第40号

島市新病院建設基金条例を廃止する条例について

島市新病院建設基金条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島市新病院建設基金条例を廃止する条例
島市新病院建設基金条例（平成17年島田市条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第41号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、次のとおり変更する。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

議案第42号

指定管理者の指定期間の変更について

島田市川根温泉の指定管理者の指定期間を次のとおり変更する。

令和5年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

指定の期間	
変更後	変更前
平成31年4月1日から令和6年6月30日まで	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで